

三重県総合評価方式評価項目事前確認登録の改正について (お知らせ)

令和4年5月16日

三重県が総合評価方式により発注する建設工事において、入札参加者の提出書類の軽減を目的として、平成30年7月より評価項目事前確認登録を運用していますが、令和4年6月より、下記のとおり改正しますのでお知らせします。

1 主な改正点

(1) 対象評価項目の追加

事前確認登録の対象となる評価項目を以下のとおり追加（赤文字の項目）します。

現行	改正
①次世代育成支援活動実績	①次世代育成支援活動実績
②男女共同参画活動実績	②男女共同参画活動実績
③環境マネジメントシステムの認証 (ISO14001、M-EMS)	③障がい者雇用実績
④品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)	④環境マネジメントシステムの認証 (ISO14001、M-EMS)
⑤労働安全衛生マネジメントシステムの認証 (建設工事のみ)	⑤人権に関する取組実績
	⑥品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)
	⑦労働安全衛生マネジメントシステムの認証 (建設工事のみ)
	⑧申告工事成績点 (建設工事の土木一式工事及び舗装工事)

(2) 申請方法

これまでの書面による申請に加え、電子メールによる申請、総合評価案件の入札参加時に各発注機関に提出する技術資料を活用した申請もできることとします。

(3) 事前確認登録の変更申請

評価項目の内容に変更があった場合の申請について、これまでは変更しない項目も含めた全ての項目について確認資料の添付を求めていましたが、変更する項目の確認資料のみを添付することに改めます。

2 適用時期

令和4年6月1日以降の申請から適用します。

※評価項目事前確認登録の詳細な内容や申請手続き等は、三重県HP「建設業のための広場」に掲載のお知らせでご確認ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>



【お問い合わせ先】 三重県 県土整備部 公共事業運営課
総合評価班 059-224-2696